

未来へつなげる農村の担い手支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表に定める農機具等の導入事業のうち、農村を支える担い手を支援し、未来へつなげる持続可能な農村づくりを促進することを目的とした、未来へつなげる農村の担い手支援事業への補助金交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営耕地面積 所有農地の他、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく貸借権を有する耕作農地及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく貸借権を有する耕作農地。
- (2) 作業受託面積 農作業受託契約に基づく耕作農地（市内に所在するものに限る。）。
- (3) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数。
- (4) 残耐用年数 中古品に係る法定耐用年数のうち、未経過の年数。

(事業実施主体)

第3条 補助金の交付を受けることが出来る者（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げるいずれかに当てはまるものとする。

(1) 営農継続支援

- ① 市内で農業を営む農家又は法人（農業者の組織する団体を含む）のうち経営耕地面積及び作業受託面積の合計が1.5ha以上、かつ本事業による導入機械を用いて市内で経営耕地面積及び作業受託面積を拡大する者
- ② 市内の農家で構成する農作業受託組合のうち、1.5ha以上の作業受託面積を有し、かつ本事業による導入機械を用いて市内で作業受託面積を拡大する組織
- ③ 中山間地域等直接支払制度に取り組む営農集団

(2) 生産性向上支援

- ① 市内で農業を営む農家又は法人（農業者の組織する団体を含む）のうち経営耕地面積及び作業受託面積の合計が1.0ha以上、かつ本事業による導入機械を用いて市内で経営耕地面積及び作業受託面積を拡大する者
- ② 市内の農家で構成する農作業受託組合のうち、1.0ha以上の作業受託面積を有し、かつ本事業による導入機械を用いて市内で作業受託面積を拡大する組織
- ③ 中山間地域等直接支払制度に取り組む営農集団

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、事業実施主体が行う別表第1に掲げる支援対象事業に係る農業機械及び付属機器（以下「機械等」という。）の導入事業であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 専ら農業の用に供する機械等であること。ただし、運搬用トラック等農業経営以外の用途に安易に供することが出来るものは除く。
- (2) 原則として、法定耐用年数がおおむね5年以上又は残耐用年数がおおむね3年以上の機械等であること。
- (3) 補助対象とした機械等の導入が、この要領に規定する補助金の交付決定を受けた年度に完了すること。
- (4) 導入する機械等は単独のものとし（複数の機械等の購入はこれを認めない）価格が100万円以上であること。また、機械等の購入に国、県等の他の補助事業との重複はできないものとし、機械等の購入の際に下取り等がある場合は、その額を減額した額を機械等の購入経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

(1) 交付決定前に機械等の発注、購入をした場合。

(2) 過去に本補助金の交付を受けた場合。ただし、別表第1に掲げる支援対象事業が異なる場合はその限りではない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付に係る補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1によるものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(要望調査)

第6条 市長は補助金の交付決定にあたり、本事業に対する要望の把握に努めるため交付申請者に対して要望調査を実施する。要望調査の結果、補助対象経費が予算額を上回る場合には、別記審査基準表に基づくポイント化により算出した合計値の高い順から交付申請の採択者とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、福岡市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第4条及び交付要綱第6条に規定する交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 この要領の規定による補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、当該補助金の交付決定を受けた年度の4月1日を基準日とし、基準日から起算して引き続き5年以上第3条に規定する要件を満たすものとする。

2 補助金の交付を受けた事業実施主体は、当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から4年間、交付要綱第11条に規定する利用実績報告書に関係書類を添えて、次年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了したときは、交付規則第14条に規定する実績報告書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたっては、交付規則及び交付要綱の定めによるものとする。

附則

1 (施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 (要領の失効)

この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、この要領失効後においても、なおその効力を有する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 (施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 (要領の失効)

この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、この要領失効後においても、なおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

支援対象事業	補助の対象となる経費	補助率
営農継続支援	農業継続に不可欠なトラクター、コンバイン、 田植機及び付属機器の導入経費	1／3 以内 （上限 1 0 0 万円）
生産性向上支援	農業の生産性向上に必要な農業用ドローン、除 草ロボットなどスマート農業機械の導入経費	1／2 以内 （上限 1 0 0 万円）

(別記)

**「未来へつなげる農村の担い手支援事業」
補助金交付候補者にかかる審査基準表**

未来へつなげる農村の担い手支援事業の補助金交付候補者の選定に係る審査基準は、次のとおりとする。

これに基づき、申請ごとに採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から予算の範囲内で採択する。
(同ポイントの申請が複数ある場合は、事業費が少額なものを採択する。)

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
支援対象事業	農業の生産性向上に資するスマート農業機械の導入	農業用ドローン、除草ロボットなどを導入	30
共同利用	導入機械の共同利用	複数の農家(2戸以上)で導入予定機械を共同利用する	10
中山間地域 ※1	中山間地域での農業	経営耕地及び作業受託農地が主に中山間地域にある	5
経営耕地面積 ※2 及び 作業受託面積 ※3	導入予定機械により耕作する経営耕地面積及び作業受託面積の合計	0.5haにつき (0.5ha 未満は切り捨て)	1
規模拡大	事業計画により5年間で拡大(作業受託を含む)する耕地面積	0.5haにつき (0.5ha 未満は切り捨て)	1

※1: 中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。

※2: 経営耕地面積は、所有農地の他、利用権及び農地法、農地中間管理事業に基づく貸借権を有する市内の耕作農地。

※3: 作業受託地は、農作業受託契約に基づく市内の耕作農地。